

【平成 30 年度子ども・子育て支援推進調査研究事業】

【タイトル】 市区町村等が行う児童虐待防止対策の先駆的取組に関する調査研究

【実施主体】 日本大学（研究代表者 危機管理学部准教授 鈴木秀洋）

【調査研究報告書概要（サマリー）】（2 本の報告書）

1. 【目的・内容】：市区町村における児童虐待防止対策は、平成 28 年改正児童福祉法を踏まえれば、市区町村子ども家庭総合支援拠点の整備とそのレベル維持・向上にかかっているといえる。その意味で、どのようにして、現在 114 か所（106 自治体）の支援拠点（平成 30 年 2 月時点）を 2022 年までに全市区町村に整備することができるのか、その具体的方策の提示が求められている。本研究は、①支援拠点の現状に関してヒアリング調査を行うとともに②スタートアップマニュアルを提示し、拠点設置を推進するものである。

2. 【ヒアリング調査研究（手法）】：①地域性や支援拠点規模を考慮し、全国の 31 市町村を抽出し、②統一質問項目を事前送付し、子育て世代包括支援センターとの役割分担・連携、要対協や児相等の関係についてヒアリングを行った（県も同席）。【調査結果の分析・考察】：①支援拠点に関する担当部署及び自治体全体の理解不足、②母子保健部門その他関係機関との役割分担・連携への悩みが出された。こうした問題に対して、①支援拠点の重要性を自治体組織全体で共有し、人員配置・運用（採用・異動・資格取得促進等）を行う例、②包括支援センターの妊娠期からの保健・医療・地域資源との繋がりや強みと支援拠点の要対協を通じた連携の強みを一体化するような体制作り・運用として、要綱整備、指揮命令の統一、情報の相互閲覧、定例連絡会議、家庭訪問同行、人事交流等の工夫例がある。

3. 【マニュアルの作成】(1)手法：上記ヒアリング、全国 16 か所で行った説明会、マニュアル検討会（県・市区町村担当者等意見交換）を通じ、拠点整備のために自治体が求めている情報（①支援拠点の機能・要件詳解、②日常の相談の流れポイント解説等の要望）を抽出し、マニュアル構成・項目立てを行った。(2)内容：①法体系として「市町村子ども家庭支援指針」・「市区町村子ども家庭総合支援拠点設置運営要綱」の内容抜粋し、「要件」として項目（(例) 四業務内容や相談・通告後の流れ等）ごとに記述（客観性）。②加えて、要件の解説や自治体で実際に行われている「具体例」（(例) 要対協の活用例等）を提示し、他自治体の取組を採用可能な形で提示。③更に、支援拠点の体制維持・発展のための工夫として先進事例・論点等を「グレードアップ例」（(例) 医療ネットワーク拡大）として提示した。

4. 【今後の整備拡大の考察・提言（研究成果）】拠点促進には、都道府県のバックアップが重要であり、静岡県先進的な取組を掲載した。行政・研究者等アドバイザー説明・先行自治体の発表・小人数グループワーク・複数担当者（管理職・事務担当者・相談担当）参加を促す開催手法等担当者が自治体に戻った後の組織体制作りや資する画期的ワーク工夫が参考となる（説明会アンケート満足度高評価（報告書未掲載）。なお、16 か所（報告書一覽添付）での説明研修会でもこのマニュアルを既に使用しフィードバック（高評価）を得ており、このマニュアル利用、HP でのマニュアル等情報発信、研修会（アドバイザー利用）開催等様々なチャンネルによる拠点啓発・個別の説明会実施等の有効性について提言を行った（研究成果）。